

# 中野市住宅防災・衛生機能向上事業

市では市内全域における安心安全な環境を整えていく必要性を踏まえ、災害に強い住環境の向上を図るため、既存住宅本体の耐震性、衛生面に対する性能の向上を目的とした工事を行う場合にその経費の一部を支援します。

この事業は平成25年度から行った住宅性能向上促進事業の中から防災面、衛生面の向上に特化した事業として平成28年度から実施しています。

令和5年度 予算額270万円

※本事業は令和5年度で終了となる予定です。

※補助金の交付は先着順で予算に達し次第、終了となります。



## ◆対象となる住宅◆

市内にある一戸建て住宅、店舗等の併用住宅  
または集合住宅の居住部分

※既存住宅を対象としたものであるため、新築、建替え、  
増築は対象となりません。

※賃貸に使用または使用を予定している住宅は対象と  
なりません。

## ◆対象となる方◆

市内に住所を有する住宅の所有者  
または所有者の同意を得た居住者の方  
で市税等を滞納していない方

## ◆対象となる工事◆

下記事業区分のいずれかの工事と住宅改良工事を合わせて行う30万円以上の工事

※市の他の補助制度と併用が可能な場合があります。工事の内容の確認が必要になりますので、下記の問い合わせ先までご相談ください。

## ◆補助金の額および事業区分◆

事業区分1 火災警報器設置住宅 火災警報器設置費用の実費 上限5万円

事業区分2 下水道接続住宅 10万円

事業区分3 耐震改修住宅 耐震改修工事の1/2以内 上限80万円

※事業区分1を除き、高齢者のみ居住の住宅を対象として3万円の加算があります。

### ●火災警報器設置住宅とは

:住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置工事と住宅改良工事を同時に実施する住宅

### ●下水道接続住宅とは

:公共下水道等に生活雑排水設備を接続する工事または、合併処理浄化槽を設置する工事と住宅改良工事を同時に実施する住宅(現在、くみ取り便所である住宅を新たに公共下水道等に接続または合併処理浄化槽に接続する工事および現在使用している合併処理浄化槽を廃止して、新たに公共下水道等に接続する工事)

### ●耐震改修住宅とは:市の耐震改修要綱に従った耐震補強工事と住宅改良工事を同時に実施する住宅

●住宅改良工事とは:既存住宅の安全性、耐久性または居住性の向上のために行う工事

## ◆申請受付◆

受付開始:4月3日(月)から

受付場所:市役所3階 都市計画課、または豊田庁舎窓口

※交付申請書、事業計画書に必要事項を記入、書類を添付のうえ、提出してください。

## ◆注意事項◆

1、必ず補助金の交付決定後に工事に着手してください。事前着手は補助金の対象となりません。

2、交付申請後に工事の内容が変わる場合は、変更の手続きが必要になります。

下記問い合わせ先へお問い合わせ下さい。

3、工事実績報告書は令和6年3月8日(金)までに提出してください。

問い合わせ先 中野市役所 建設水道部 都市計画課 建築住宅係 0269-22-2111(内線358)